

川崎市の事業者の皆様へ

事業系ごみ（一般廃棄物）

適正処理のために

Reduce ごみを出さない
リデュース

Reuse 繰り返し使う
リユース

Recycle 分別して資源化
リサイクル

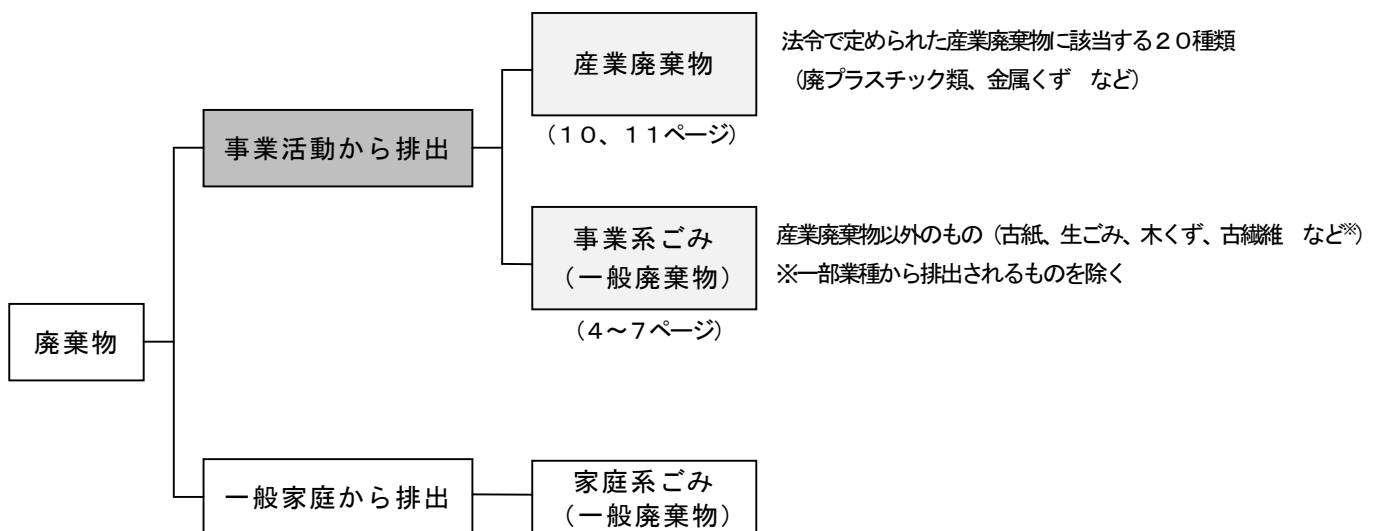
川崎市環境局

目次

- 事業活動に伴って生じる廃棄物の処理の流れ・・・・・・・・・・ 1
- 事業者の責務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- ごみの減量について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 事業系ごみ（一般廃棄物）と資源物について・・・・・・・・・・ 4
- 資源物の処理方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 事業系ごみ（一般廃棄物）の処理方法・・・・・・・・・・ 6、7
- 事業系一般廃棄物多量排出事業者等について・・・・・・・・・・ 8、9
- 産業廃棄物の処理方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
- 産業廃棄物の種類・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
- 気をつけよう！チェックリスト・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12、13
- 一般廃棄物収集運搬委託契約書・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14～16
- 排出事業者に係る主な罰則・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
- お問い合わせ先・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 裏表紙

廃棄物の分類について

事業活動から発生したごみは全て、産業廃棄物又は事業系ごみ（一般廃棄物）に分けられます。それぞれの種類ごとに分別をして、適正に処理しなければなりません。



事業活動に伴って生じる廃棄物の処理の流れ

事業活動に伴って生じる廃棄物は、

産業廃棄物と**事業系ごみ（一般廃棄物）**とがあります。

正しく分別して、適正に処理してください。

※事業系ごみ（一般廃棄物）とは、産業廃棄物以外のものをいいます。

ごみの種類ごとに
分別してください。

事業系廃棄物の処理の流れ

事業所から発生するごみ

①事業系ごみ（一般廃棄物）
（4～7ページ）

②産業廃棄物
（10、11ページ）

自ら市の指定処理施設
（焼却場）に搬入

又は

一般廃棄物収集運搬業者に委託
6、7ページ

市の指定処理施設（焼却場）
で焼却処分されます。

●事業系ごみの中には古紙や生ごみなど、資源化可能なもの**4ページ**が含まれています。

焼却するものと分別を徹底して、資源化を推進してください。

●資源化の具体的な方法は**5ページ**をご覧ください。

産業廃棄物許可業者に委託
10、11ページ

産業廃棄物中間処理施設等に運ばれて、資源化等の処分が行われます。



産業廃棄物は市の指定処理施設（焼却場）に搬入できません！

産業廃棄物が出る場合は、事業系ごみ（一般廃棄物）とは別に産業廃棄物の処理委託契約が必要です。

家庭系ごみ集積所に出すことはできません！

- 川崎市では、事業活動に伴って生じる廃棄物を収集しません。
- 事業活動に伴って生じる廃棄物を、家庭系ごみ集積所に出す行為は不法投棄とみなされますので絶対にやめてください。



事業者の責務

廃棄物は排出した事業者自ら処理する責任があります

事業活動に伴って生じた廃棄物は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）」及び「川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例」により、『事業者自らの責任において適正に処理しなければならない』と定められています。



事業場から廃棄物が発生する場合には、次の事項に注意してください。

分別

- ・ 事業系ごみ（一般廃棄物）の中に空き缶やペットボトルなどの産業廃棄物が入った状態で収集運搬や処分の委託をすると、委託基準違反（[17ページ](#)）になる場合があります。事業系ごみと産業廃棄物は分別を徹底してください。
- ・ 事業系ごみと古紙類などの資源物は、資源化を促進するため、種類ごとに分別してください。（[4ページ](#)）

保管場所

- ・ 保管場所は事業場内に設けるようにしてください。
- ・ 廃棄物の種類ごとに分別して保管するようにしてください。
- ・ 保管に際しては、飛散、流出、悪臭、ハエ・蚊等の発生に十分注意してください。

集積所

- ・ 家庭系ごみ集積所に出すことはできません。
- ・ 事業場内に集積所を設けるようにしてください。
- ・ 集積所に排出する際は、飛散、流出、悪臭、ハエ・蚊等の発生に十分注意してください。

店舗併用住宅 ～自宅に店舗や事務所がある場合～

- 生活から発生する家庭系ごみと、事業活動から発生する事業系ごみに分別してください。
- 家庭系ごみは市で収集しますので、地域のごみ集積所へ出してください。事業系ごみについては市で収集しませんので、排出事業者自らが処理してください。
- 事業系ごみと家庭系ごみを分別していない場合は、全て事業系ごみとみなし、市では収集しません。



ごみの減量について

ごみの減量には3 R (発生抑制、再使用、再生利用)の順番で取り組みましょう。
最終的に残ったごみについては、適正に処理をしてください。

- ① 発生抑制 (Reduce : リデュース)
紙類の使用は必要最低限に抑えましょう。
生ごみは発生量を減らした上、水切りをしましょう。
- ② 再使用 (Reuse : リユース)
使えるものは繰り返し使いましょう。
- ③ 再生利用 (Recycle : リサイクル) 5 ページ
事業系ごみのうち、古紙類や生ごみ、木くずなどは資源物です。資源化ができる業者に委託して、再生利用をしましょう。
- ④ 適正処理 6、7 ページ ※産業廃棄物については 10、11 ページ をご覧ください。
どうしても資源化できないものは適正に処理しましょう。

ごみ減量のメリット

- ① 環境負荷の低減
ごみ処理において、収集運搬、焼却、埋め立て時に、CO₂が発生するなど環境に負荷がかかります。ごみの減量によって、環境への負荷を低減することができます。
- ② 企業イメージのアップ
近年、環境に対する関心や意識が高まっています。ごみの減量化・資源化に努めることは企業のイメージアップにつながります。
- ③ コスト削減
事業を行う限り、ごみ処理費用は必要経費になります。ごみの減量=コスト削減になります。



ごみの減量化・資源化の流れ

ごみの発生状況を調査する

- ・発生する廃棄物の種類及び排出量等を正確に把握する。

減量化・資源化についての計画を作成する

- ・分別を徹底したうえ、ごみの種類ごとに発生を減らす方法を検討する。
- ・資源物について、納入業者、資源回収業者、処理業者等と相談して回収ルートを確認する。
- ・一定期間における減量等の計画を作成する。
- ・計画の内容を周知して、従業員教育を行う。

計画に沿った行動を実施する

評価・改善する

- ・実施した結果を評価するとともに、問題点の改善、次期の目標を検討する。

事業系ごみ（一般廃棄物）と資源物について

事業系ごみの中には、資源化できるものが含まれています。次の表にしたがって分別をして、できる限り資源化に努めてください。※缶、ビン、ペットボトルは産業廃棄物になりますので、処理を委託する際には事業系ごみとは別に、産業廃棄物の処理委託契約が必要です。10、11ページ

リサイクルできるもの（主な資源物）

古紙

段ボール
新聞紙、雑誌
オフィス紙、機密書類
シュレッダーした紙
紙パック、雑がみ など

- ・再び紙にリサイクルされます。
- ・事業系ごみ（燃やすごみ）に混ざらないように分別をしてください。
- ・段ボール、新聞紙、雑誌など、紙の種類ごとに分別してください。



古紙回収業者や、許可を受けた一般廃棄物処理業者などに委託してください。 ※処理方法は5ページ

（注）建設業や紙・紙加工品の製造業など、特定の事業活動に伴い排出するものは産業廃棄物の「紙くず」に該当します。

生ごみ

食品の食べ残し
調理残さ
売れ残り など

- ・資源化施設で処理することによって、家畜の飼料や畑の堆肥などにリサイクルされます。



許可を受けた一般廃棄物処理業者に委託してください。 ※処理方法は5ページ

（注）食料品・医薬品・香料製造業において原料として使用され、不要となったものは産業廃棄物の「動植物性残さ」に該当します。

木くず

剪定枝
木製品 など

- ・破碎、チップ化することによって、燃料チップなどにリサイクルされます。



許可を受けた一般廃棄物処理業者に委託してください。 ※処理方法は5ページ

（注）建設業や木製品の製造業など、特定の事業活動に伴い排出するものや、木製パレットは産業廃棄物の「木くず」に該当します。

事業系ごみ(燃やすごみ)

※処理方法は6、7ページ

紙くず、生ごみ、木くず などのうちリサイクルできないもの
汚れた紙類 など

少量でも、資源物との分別の徹底をお願いします。やむをえず焼却する場合には、生ごみは水切りをするなど、減量に努めてください。

川崎市の許可を受けた一般廃棄物収集運搬業者に委託するか、自ら市の焼却場に搬入してください。


※産業廃棄物（10、11ページ）は除きます。

資源物の処理方法

① 古紙

古紙については種類ごとに分別をして、川崎市の許可を受けた一般廃棄物収集運搬業者（以下「許可業者」（6ページ）という。）や古紙回収業者に回収を委託してください。また、古紙問屋や再資源化業者に自ら搬入することも可能です。業者によって資源化可能な古紙が異なりますので、事前に業者にお問い合わせください。

古紙回収業者の一覧については、川崎市のホームページで、

川崎市古紙リサイクル業者一覧 



と検索してください。機密書類も安全にリサイクルできる業者がありますので、積極的にリサイクルをしてください。

② 生ごみ （食品リサイクル法により業種別に再生利用等の実施率目標が設定されています）

生ごみの資源化をする際は、登録再生事業者などの一般廃棄物処分業者に委託をしてください。収集運搬については許可業者（6ページ）に委託をするか、処分業者まで自ら運搬してください。

食品リサイクル法や登録再生利用事業者の一覧については、農林水産省のホームページで、

食品リサイクル法 

と検索してください。処分業者によって受け入れ基準が異なりますので、詳細については処分業者にお問い合わせください。



③ 木くず

剪定などによって発生した木くずの処分については、一般廃棄物処分業者に委託をしてください。収集運搬を委託する場合は、許可業者（6ページ）に委託をしてください。受け入れ基準については処分業者にお問い合わせください。



古紙回収業者や処分業者のことで不明な点については、環境局生活環境部減量推進課（044-200-2568）までお問い合わせください。

< もっぱ 専ら物とは？ >

専ら物とは、「もっぱら再生利用の目的となる廃棄物」のことで、廃棄物処理法制定時以前から、資源回収業者によって回収されている、古紙（紙くず）、くず鉄（古銅等を含む、金属くず）、空き瓶類（ガラスくず）及び古繊維（繊維くず）の4品目を指します。これら専ら物のみのリサイクルを行う者については、処理業の許可が不要とされています。

ただし、専ら物は廃棄物であることにかわりありませんので、収集運搬・処分を委託する場合には、廃棄物の処理委託契約が必要になります。



事業系ごみ（一般廃棄物）の処理方法

事業系ごみ（一般廃棄物）を排出する場合、

① 川崎市の許可を受けた一般廃棄物収集運搬業者に委託

又は


② 自己（施設）搬入

の2つの処理方法があります。

①一般廃棄物収集運搬業者に委託する場合

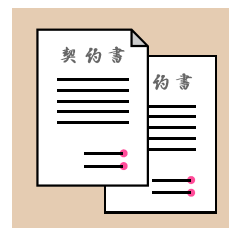
事業系ごみ（一般廃棄物）の収集運搬を委託する場合には、川崎市の許可を受けた一般廃棄物収集運搬業者（以下「許可業者」という。）に委託しなければなりません。

許可業者をお探しの際は、川崎市のホームページで、

一般廃棄物処理業者情報一覧 

と検索してください。

- 収集時間、収集回数、委託費用などは許可業者と相談してください。
- 委託をする際には、川崎市の許可証の内容と有効期限を必ず確認してください。
- 契約は書面で締結するようにしてください。（14ページの契約書を参考にしてください）
- 事業系ごみの収集・運搬を受託した許可業者は、他の業者への再委託が禁止されています。契約に際しては、委託内容を遂行できる車両、台数を有しているか確認してください。
- 資源物などを市の指定処理施設（焼却場）以外のところで処分する場合には、処分業者との委託契約も必要です。



< 適正処理に向けて >

①立入検査を実施します

川崎市では、市内の各事業所に適正処理・資源化の推進のために、定期的に立入検査を実施しています。検査の内容としては、廃棄物（産業廃棄物を含む）の処理・保管状況や、資源化の状況などを検査します。

また、事業系一般廃棄物多量排出事業者等に対しては、提出された減量等計画書（8ページ）に基づき、取り組み内容についてのヒアリングを実施します。

②市の指定処理施設（焼却場）で内容審査を行います

市の指定処理施設（焼却場）では、産業廃棄物や受入れ基準に反したごみの混入の防止を目的として、持ち込まれた事業系ごみの内容審査を実施しています。

②自己（施設）搬入する場合

自ら排出した事業系ごみ（一般廃棄物）については、川崎市の指定処理施設（焼却場）に搬入することができます。ただし、1回 30kg以上で二輪車を除く車両での搬入が原則となります。事前に手続きが必要です。



事業系ごみ（一般廃棄物）は排出事業者の所在地（廃棄物の発生場所）により、次の施設に搬入することができます。

また、1回の搬入量が30kg以上200kg未満かつ1日平均の排出量が30kg未満の場合、次のすべての施設に搬入することができます。

排出事業者の所在地 (廃棄物の発生場所)	施設名	住所	電話番号 (市外局番044)
川崎市内全区	浮島処理センター	川崎区浮島町509-1	287-9600
中原区・高津区・宮前区 多摩区・麻生区	堤根処理センター	川崎区堤根52	541-2047
	王禅寺処理センター	麻生区王禅寺1285	966-6135

- 自己搬入の手続きや搬入日時などについては、環境局施設部処理計画課（044-200-2589）までお問い合わせください。
- 1kgあたり15円の手数料がかかります。

市の指定処理施設（焼却場）に搬入できる廃棄物の性状及び形状

廃棄物の性状及び形状		
紙類	・紙くず等	・搬入時にごみピット外へ飛散しないよう防止してあるもの。
木・草類	・木製品、木くず等	・長さ50cm、幅20cm程度に切断してあるもの。
	・角材、丸太等	・長さ50cm、太さ10cm程度に切断してあるもの。
	・おがくず等	・搬入時にごみピット外へ飛散しないよう防止してあるもの。
	・枝葉類	・長さ50cm程度に切断し、小さく束ねてあるもの。
繊維類	・繊維くず等	・バラ状に切断し、小さく束ねてあるもの。
	・テープ状のもの	・長さ1m程度に切断してあるもの。
厨芥類	・食品残さ	・できる限り水分・油分を除去してあるもの。 ・焼却可能な大きさであること。
その他	・上記以外にあつては市の指示によること。	

※リサイクル可能な紙類、段ボールについては、事業者の自らの責任において資源化してください。[5ページ]

(注) プラスチック等の産業廃棄物（10、11ページ）は、市の指定処理施設（焼却場）に搬入できません。事業系ごみ（一般廃棄物）との分別を徹底してください。

事業系一般廃棄物多量排出事業者等について

川崎市では、事業系ごみ（一般廃棄物）の市の指定処理施設（焼却場）への搬入量が一定量以上の次の事業者に対し、事業系一般廃棄物多量排出事業者等の認定を行っています。

認定年月日：毎年4月1日

認定の対象となる量：前年の1月～12月の市の指定処理施設（焼却場）への搬入量

（注）許可業者に委託する場合も対象となります。

認定名	搬入量
事業系一般廃棄物多量排出事業者	1日平均100kg以上又は月平均3t以上
事業系一般廃棄物準多量排出事業者	1日平均30kg以上100kg未満 又は 月平均0.9t以上3t未満

認定された事業者は、「川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例」に基づき、その年度において次の責務が求められています。（準多量排出事業者は①のみ）

① 減量等計画書の作成・提出

事業系ごみ（一般廃棄物）の排出抑制、再利用及び再生利用並びに適正処理に関し減量等計画書を作成し、毎年6月30日までに次の様式の減量等計画書の提出を義務付けられています。減量等計画書には、前年度の実績と、本年度の計画を記入します。提出された減量等計画書に基づき、ヒアリングを実施しています。

【提出する書類】

多量排出事業者：減量等計画書（第1号様式）とフローシート

準多量排出事業者：減量等計画書（第1号様式の2）



② 事業系一般廃棄物管理責任者の選任・届出

- ・ 事業系ごみ（一般廃棄物）の処理・廃棄物保管場所の維持管理について職務権限のある方を管理責任者として、事業場ごとに選任してください。
- ・ 管理責任者を選任又は変更したときは、選任又は変更のあった日から30日以内に「事業系一般廃棄物管理責任者選任（変更）届出書」（第2号様式）を提出してください。
- ・ 管理責任者は事業場内におけるごみの排出量の把握、減量化・資源化及び適正処理が行われるよう、事業場内の管理・指導に努めてください。

減量等計画書や管理責任者選任（変更）届出書等の様式については、川崎市のホームページからダウンロードすることができます。

多量・準多量排出事業者



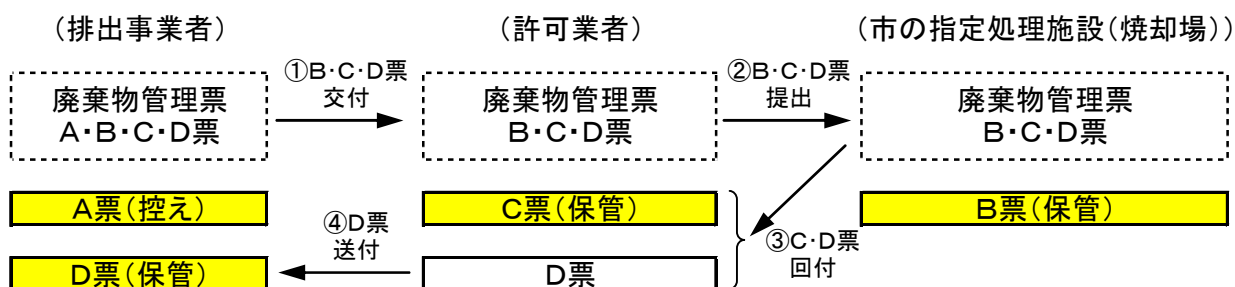
と検索してください。

③ 廃棄物管理票の使用

事業系一般廃棄物多量排出事業者（以後「多量排出事業者」という。）は、事業系ごみを市の指定処理施設（焼却場）に搬入する場合に、廃棄物管理票を使用しなくてはなりません。

● 一般廃棄物収集運搬業者（許可業者）に委託する場合

4枚つづりの廃棄物管理票を使用します。

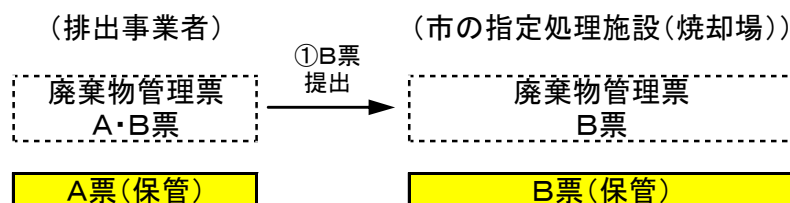


- ① 多量排出事業者は、廃棄物管理票に必要事項を自ら記載します。1枚（A票）を自ら保管し、事業系ごみの引渡しと同時に残り3枚（B、C、D票）を許可業者に交付します。
- ② 交付を受けた許可業者は、受託した事業系ごみと廃棄物管理票の記載事項を確認し、運転手の氏名及び運搬車両の登録番号を記入した上で、市の指定処理施設（焼却場）への搬入の際に3枚を市に提出します。
- ③ 市は、廃棄物管理票の記載内容を確認し、確認印を押し、1枚（B票）を市が保管し、残りの2枚（C、D票）を許可業者へ回付します。
- ④ 許可業者は、市から回付された廃棄物管理票のうち1枚（C票）を自ら保管し、1枚（D票）を多量排出事業者に送付します。
- ⑤ 多量排出事業者は、許可業者から送付された廃棄物管理票の1枚（D票）を（A票）と照合した後、搬入日から5年間、自ら保管します。

※許可業者に廃棄物管理票（B、C、D票）を交付した日から1ヶ月以内にD票が送付されないときは、直ちに市長に報告しなければなりません。

● 自己（施設）搬入する場合


2枚つづりの廃棄物管理票を使用します。



- ① 多量排出事業者は、廃棄物管理票に必要事項を自ら記載し、1枚（A票）を自ら保管し、事業系ごみの搬入と同時に残りの1枚（B票）を市の指定処理施設（焼却場）に提出します。
- ② A票は搬入日から5年間保存してください。

廃棄物管理票の配布について

- ・ 「廃棄物管理票使用数量調査票」に必要事項を記入したものと引き替えに配布します。

川崎市のホームページで [廃棄物管理票使用数量調査票](#)  [検索](#) と検索してください。

- ・ 配布場所 川崎市役所第3庁舎16階 環境局減量推進課（044-200-2568）

産業廃棄物の処理方法

産業廃棄物の種類ごとに、許可を受けた産業廃棄物処理業者に委託してください。
産業廃棄物を委託する際には、収集運搬業者、処分業者のそれぞれと書面で契約する
必要があります。

産業廃棄物の例 ※飲料用の缶、ビン、ペットボトルも産業廃棄物になります。

廃プラスチック類

ペットボトル
発泡スチロール
ポリ袋 など



金属くず

空き缶
金属製のハンガー など



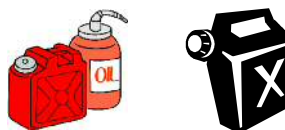
ガラス・陶磁器くず

空きビン
ガラス製のコップ
陶器製の茶碗 など



廃油

食用油
エンジンオイル など



その他の産業廃棄物 (11ページ)

汚泥
廃酸
廃アルカリ など

処理を委託する際にはそれぞれ
の種類ごとの許可を持った業者
に委託してください。

ビニール傘や蛍光灯など、複数の種類が含まれ、種類ごとの分離が容易でないものについて

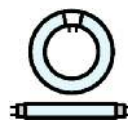
例



ビニール傘



廃プラスチック類、
金属くずの混合物



蛍光灯



廃プラスチック類、金
属くず、ガラスくずの
混合物

※該当する種類の許可を持った業者に委託してください。



産業廃棄物は市の指定処理施設（焼却場）へ搬入
できません。

事業系ごみ（一般廃棄物）との分別を徹底してください。

産業廃棄物の種類（廃棄物処理法及び施行令で定める20種類）

種類	具体例	
燃え殻	石炭がら、コークス灰、産業廃棄物の焼却残さ、廃活性炭、すす	
汚泥	グリストラップ汚泥、ビルピット汚泥、メッキ汚泥、廃白土、泥状のもの	
廃油	食用油、潤滑油、絶縁油、タールピッチ	
廃酸（pH2～7）	写真定着液、酸性の廃液	
廃アルカリ（pH7～12.5）	写真現像液、アルカリ性の廃液	
廃プラスチック類	ビニール類、発泡スチロール、合成繊維、プラスチック容器、タイヤ	
ゴムくず	天然ゴム製のもの ※合成ゴムは廃プラスチック類になります	
金属くず	空き缶、金属スクラップ、切削くず、溶接くず	
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	空きビン、ガラス製品くず、耐火レンガ、コンクリート製品（工作物の新築、改築、除去に伴って生じたものを除く）、陶磁器、石膏ボード	
鉱さい	スラグ、廃鑄物砂	
がれき類	セメントコンクリートがら、アスファルトコンクリートがら（どちらも工作物の新築、改築、除去に伴って生じたものに限る）	
ばいじん	ばい煙発生施設等の集じん施設で捕捉したもの	
業種限定のあるもの	紙くず	建設業（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る）、パルプ製造業、製紙業、製本業等に係るもの
	木くず	建設業（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る）、木材又は木製品製造業、パルプ製造業等に係るもの、貨物の流通のために使用したパレット（パレットへの貨物の積付けのために使用したこん包用の木材を含む）
	繊維くず	建設業（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る）、繊維工業に係る天然繊維
	動植物性残さ	食料品製造業、医薬品製造業、香料製造業において原料として使用した固形状の不要物
	動物系固形不要物	と畜場において処分した獣畜、食鳥処理場において処理した食鳥に係る固形状の不要物
	動物のふん尿	畜産農業に係るもの
	動物の死体	畜産農業に係るもの
施行令第2条第13号に定めるもの	上記19種類の産業廃棄物を処分するために処理したもので、これらの産業廃棄物に該当しないもの…コンクリート固形化物 など	

産業廃棄物の処理、保管等については、法令で定められた事項を遵守しなくてはなりません。
詳しくは、環境局生活環境部廃棄物指導課（044-200-2581）にお問い合わせいただくか、
川崎市のホームページで

産業廃棄物適正処理の手引き

 検索

と検索してください。

産業廃棄物処理業者をお探しの際は、（公社）神奈川県産業廃棄物協会（045-681-2989）
にお問い合わせください。



気をつけよう！チェックリスト

事業活動に伴って生じる廃棄物の問題は、
本業に比べ、おそろかになりがちです。

ここでは、よく見受けられる見直してもらいたい事例を紹介します。

自分の事業場がしっかりできているかチェックしてみましょう！

内に当てはまる場合は、矢印に従って処理をしてください。

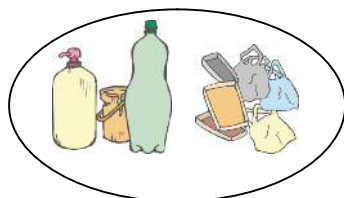
○ 廃棄物の分類について

- 個人情報に記載されている書類は、情報漏えいを防ぐために、シュレッダーにかけ、事業系ごみとして焼却している。

⇒ シュレッダーにかけた紙類でも、リサイクルできる業者がありますので、古紙回収業者や一般廃棄物収集運搬業者（許可業者）と相談して資源化することを検討してください。

- 少量なので、プラスチック類（ペットボトル、ビニール袋など）を事業系ごみ（一般廃棄物）として出している。

⇒ 事業場から排出されるプラスチック類は産業廃棄物です。市の指定処理施設（焼却場）では産業廃棄物を受け入れていません。産業廃棄物の処理業者と契約をして、適正に処理をしてください。



産業廃棄物として処理をしてください。

10、11ページ

- 賞味期限の切れた弁当など、一般廃棄物（生ごみ）と産業廃棄物（廃プラスチック類）が一体になったものを事業系ごみ（一般廃棄物）として出している。

⇒ 容易に分別ができるため、それぞれ分けて処理をしてください。

なお、生ごみは、近年民間事業者によるリサイクルが進んでいますので、飼料化・肥料化等の資源化（5ページ）についてもご検討ください。また、資源化しない場合には、水切りをしてください。水を切ることによって悪臭対策になるうえ、重量のかなりの部分を削減できるので、処理料金を削減することができます。

- 使用済みの天ぷら油を、薬剤を用いて固めたり、新聞紙や布切れに染み込ませたりして、生ごみと一緒に事業系ごみ（一般廃棄物）として出している。

⇒ 天ぷら油は産業廃棄物の「廃油」にあたります。産業廃棄物の処理業者と契約をして、適正に処理をしてください。10、11ページ

○ 排出事業者責任

□ 事業活動に伴って生じる廃棄物は少量しかないから、家庭系ごみの集積所に出している。

⇒ たとえ少量であっても、市では事業活動に伴って生じる廃棄物の収集をしていません。事業系ごみ（一般廃棄物）と産業廃棄物を分別したうえ、それぞれ適正に処理してください。なお、事業活動に伴って生じる廃棄物を家庭系ごみの集積所に出す行為は、不法投棄とみなされますので絶対にやめてください。

○ 搬出までの保管

□ 集積場所に出してから収集されるまで時間があるため、悪臭が発生したり、虫が発生したりして、近所から苦情が出ている。

⇒ 事業者にはごみ集積所を清潔に保持する義務があります。特に、生ごみ類はカラスによる被害や虫が発生しやすいので、排出時の水切りの徹底や、蓋のある容器に入れて保管したり、ごみの上にネットをかぶせたりするなど、集積所での保管方法の改善を早急に行ってください。場合によっては、許可業者と収集時間の見直し等も検討してください。



○ 臨時に出るごみ

□ 事業場内の落ち葉の清掃を清掃業者に依頼した。落ち葉の処理も清掃業者に依頼している。

⇒ 落ち葉など、清掃によって集められたごみは、清掃を依頼した事業者が排出者となりますので、清掃業者に、ごみの処理までの委託はできません。ただし、清掃業者が一般廃棄物の収集運搬業の許可を持っている場合には委託可能です。また、清掃を依頼した事業者が自らの指定処理施設（焼却場）へ搬入することも可能です。 7ページ

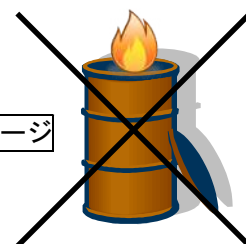
○ その他

□ 段ボールは資源化しているが、他の紙類は生ごみと一緒に袋に入れて事業系ごみとして焼却している。

⇒ 事業系ごみとして焼却している紙類のうち、オフィス紙や雑がみ（封筒、葉書、紙箱、メモ紙 など）は混ざっていませんか？ これらの古紙は資源化可能ですので、分別したうえ、資源物として許可業者や古紙回収業者に処理を委託するなど、資源化に努めてください。

□ うちの事業場からは、ごく少量しか廃棄物が出ないので、敷地内で焼却して、灰を埋め立てている。

⇒ 廃棄物処理法に定める処理基準に適合した焼却や埋立以外の行為は、自社の敷地内であっても不法焼却・不法投棄となります。罰則が適用される重大な違反行為ですので、絶対にやめてください。 17ページ



一般廃棄物収集運搬委託契約書

排出事業者 _____ : (以下「甲」という。) と、

収集運搬業者 _____ : (以下「乙」という。) は、

甲の事業場 _____ から排出される一般廃棄物の収集運搬に関して、次のとおり契約を締結する。

(法の遵守)

第1条 甲、乙は、この契約の履行にあたり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、「廃棄物処理法」という。）、川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例、その他の関係法令を遵守しなければならない。

(乙の事業の範囲)

第2条 乙の事業範囲は以下のとおりであり、乙はこの事業範囲を証するものとして、許可証の写しを甲に提出し、本契約書に添付する。なお、許可事項の更新、変更があったときは、乙は速やかにその旨を甲に通知するとともに、更新、変更後の許可証の写しを甲に提出し、本契約書に添付する。

許可の有効期限	平成 年 月 日	事業の範囲	事業系一般廃棄物 (積替え又は保管を除く。)
許可の条件		許可番号	第 号

(委託する一般廃棄物の種類及び予定数量及び委託料)

第3条 甲が、乙に収集運搬を委託する一般廃棄物の種類、予定数量及び委託料は、次のとおりとする。(ただし、川崎市指定処理施設に搬入する委託料には、川崎市指定処理施設搬入手数料 1 kgあたり 15 円を含む。)

一般廃棄物の種類	予定数量	単位	委託料 (単価)	単位

(収集回数、収集曜日及び収集時間)

第4条 甲が、乙に収集運搬を委託する一般廃棄物の収集回数、収集曜日及び収集時間は、次のとおりとする。

一般廃棄物の種類	収集回数	収集曜日	収集時間

(運搬先の所在地)

第5条 甲が、乙に収集運搬を委託する一般廃棄物の運搬先の所在地は、次のとおりとする。

一般廃棄物の種類	運搬先の所在地

(積替え又は保管)

第6条 乙は、甲から委託された一般廃棄物の積替え又は保管を行わない。

(再委託の禁止)

第7条 乙は、甲から委託された一般廃棄物の収集運搬業務を他人に委託してはならない。

(義務と責任)

第8条 甲は、一般廃棄物の適正な処理のために必要な次の情報を、あらかじめ乙に通知しなければならない。

- (1) 一般廃棄物の性状及び荷姿に関する事項
- (2) 通常の保管状況の下での腐敗、揮発等の性状の変化に関する事項
- (3) 他の廃棄物との混合等により生ずる支障に関する事項
- (4) その他当該一般廃棄物を取り扱う際に注意すべき事項

2 甲は、委託契約期間中、前項に定める事項について変更があった場合には、乙に対し速やかにその変更の内容及び程度の情報を通知しなくてはならない。

3 乙は、甲から委託された一般廃棄物をその積み込み作業の開始から、第5条に規定する運搬先の所在地における荷卸し作業が完了するまで、法令に基づき適正に処理しなければならない。この間発生した事故については、その原因が甲の責による場合を除き、乙が責任を負う。

(廃棄物管理票の使用)

第9条 甲は、廃棄物管理票に記載事項を正確に漏れなく記載し、一般廃棄物を搬出する都度交付する。乙は、この廃棄物管理票を一般廃棄物とともに川崎市指定処理施設に提出する。ただし、廃棄物管理票の交付は、日量平均100キログラム以上又は月量平均3トン以上排出する事業系一般廃棄物多量排出事業者認定された事業場を有する事業者が、川崎市指定処理施設に搬入する場合に限る。

(業務完了届の提出)

第10条 乙は、甲から委託された一般廃棄物の収集運搬業務が完了したときは、直ちに業務完了報告書を作成し、甲に提出する。ただし、業務完了報告書は、廃棄物管理票の送付をもって代えることができる。

(機密の保持)

第11条 甲、乙は、この契約に関連して、業務上知り得た相手方の機密を第三者に漏らしてはならない。

(契約の解除)

第12条 甲、乙は、相手方がこの契約の各条項のいずれかに違反したときは、この契約を解除することができる。

2 前項又は法令の規定によりこの契約を解除することができる場合であっても、この契約に基づき甲から引き渡しを受けた一般廃棄物の収集運搬を乙が完了していないときは、その理由が甲の責による場合を除き、当該一般廃棄物を乙の責任で収集運搬した後でなければ、契約を解除することができない。

(協議)

第13条 この契約に定めのない事項又はこの契約の各条項に関する疑義が生じたときは、関係法令に従い、その都度、甲、乙が誠意をもって協議のうえ、これを決定する。

(契約期間)

第14条 この契約は、有効期間を平成 年 月 日から平成 年 月 日までの 年間とし、期間満了の1ヶ月前までに、甲、乙の一方から相手方に対する書面による解約の申し入れがない限り、同一条件で更新されたものとする。

※又は【この契約は、有効期間を平成 年 月 日から平成 年 月 日までの 年間とする。】

この契約の成立を証するために本書2通を作成し、甲、乙は各々記名押印の上、各1通を保有する。

平成 年 月 日

甲

印

乙

印

排出事業者に係る主な罰則

廃棄物の処理及び清掃に関する法律は、排出事業者に対する規定を多く定めています。
これらが守られない場合には、罰則が科せられることがありますので、法令を遵守してください。

	違反行為	違反条項	根拠条文	罰則の内容
措置命令違反	一般廃棄物（特別管理一般廃棄物）の処理基準に適合しない処分が行なわれ、生活環境の保全上支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認めるときに必要な限度においてその支障の除去又は発生の防止のために必要な措置命令に違反した者	第 19 条の 4 第 1 項	第 25 条 第 1 項第 5 号	5 年以下の懲役 若しくは 1 千万円以下の 罰金又は併科
無許可業者への委託違反	一般廃棄物の処理を無許可業者に委託した者	第 6 条の 2 第 6 項	第 25 条 第 1 項第 6 号	
投棄禁止違反	廃棄物をみだりに捨てた者若しくは未遂の者	第 16 条	第 25 条 第 1 項第 14 号 第 25 条 第 2 項	
廃棄物の焼却違反	処理基準に違反して廃棄物を焼却した者若しくは未遂の者	第 16 条の 2	第 25 条 第 1 項第 15 号、 第 25 条 第 2 項	
委託基準違反	委託基準に違反して一般廃棄物又は産業廃棄物の処理を他人に委託した者	第 6 条の 2 第 7 項 第 12 条第 6 項	第 26 条 第 1 号	3 年以下の懲役 若しくは 300 万円以下の 罰金又は併科
改善命令違反	廃棄物の処理基準に適合しない保管、収集、運搬、処分が行なわれ、当該廃棄物の保管、収集、運搬、処分の方法の変更その他必要な改善命令に違反した者	第 19 条の 3	第 26 条 第 2 号	
報告義務違反	報告をせず、又は虚偽の報告をした者	第 18 条	第 30 条第 6 号	30 万円以下の 罰金
立入検査の拒否、妨害、忌避	廃棄物の保管、帳簿書類その他の物件を検査しようとしたとき、検査を拒み、妨げ、又は忌避した者	第 19 条第 1 項	第 30 条第 7 号	
両罰規定	法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は業務に関し、違反行為をしたときは、行為者を罰するほかその法人又は人も罰せられます。	第 25 条第 1 項 第 14 号、第 15 号 又は第 2 項	第 32 条 第 1 項第 1 号	法人に 3 億円 以下の罰金刑
		第 26 条、 第 30 条	第 32 条 第 1 項第 2 号	各条の規定の 罰金刑

お問い合わせ先(市外局番044)

川崎区 ※1 南部生活環境事業所 TEL 266-5747 FAX 287-1840

川崎区 ※2 川崎生活環境事業所 TEL 541-2043 FAX 548-8442
幸 区

中原区 中原生活環境事業所 TEL 411-9220 FAX 434-7336

高津区 宮前生活環境事業所 TEL 866-9131 FAX 857-7045
宮前区

多摩区 多摩生活環境事業所 TEL 933-4111 FAX 934-8550
麻生区

月曜日から土曜日 午前 8 時から午後 4 時 4 5 分まで

※1 下記以外の川崎区

※2 旭町、池田、砂子、駅前本町、榎町、小川町、貝塚、京町1・2丁目、境町、下並木、新川通、鈴木町、堤根、日進町、東田町、富士見、堀之内町、本町、港町、南町、宮前町、宮本町、元木

平成 2 9 年 4 月

事業系ごみ（一般廃棄物）適正処理のために

川崎市環境局生活環境部減量推進課

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1

TEL 044-200-2568

FAX 044-200-3923

E-mail 30genryo@city.kawasaki.jp

月曜日から金曜日 午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで